**Ⅴ　消費税及び地方消費税の加算**

※【運賃料金表様式例】及び【運賃料金適用方例】は、あくまで設定の例示であり、各社で設定する際は必要に応じ、内容を修正等したうえで行ってください。

　　運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

**Ⅵ　適用方**

**１．行先別運賃料金適用方（新潟・関東・中部・近畿各運輸局に適用）**

　（適用範囲）

（1）この運賃料金は日本中央競馬会の馬名登録を受けた競走馬を運送する場合に適用し1頭ごとに計算する。

（端数の処理）

（2）運賃および料金は1頭1回（片道をいう）ごとに計算し当該運賃または料金が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に、10,000円以上のときは500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げる。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

（3）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（2）前号により計算した金額に１円未満の端数が生じた場合は、１円単位に四捨　　　　五入する。

（実費負担）

（4） 荷主の要求による運送に伴う特別の負担（自動車航送船利用料、有料道路利用

料その他運送に関連して求められるサービスに対する対価）は実費として収受す

る。

（そ　の　他）

（5）この運賃および料金の適用に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者間の取決めまたは慣習によるものとする。

**２．車扱距離制運賃料金適用方**

　（適用範囲）

（1）この運賃料金は行先別運賃及び車扱時間制運賃の適用を受けない馬匹を運送する場合に適用する。

　（運賃計算の特例）

（2）積載頭数が2頭以下の時は10パーセント以内の割引率を適用することができる。

（キロ程の計算）

（3）運送距離は、1回ごとの実キロ程によるものとし、経路が2途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算する。ただし、荷主の要請により経路を指定された場合はこの限りでない。自動車航送船を利用して通して、馬匹を運送する場合は航路の前後のキロ程を通算する。

（待機時間料）

（4）車両が馬匹の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が馬匹の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受する。ただし、１回の運送において２箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとする。

（深夜早朝割増）

（5）深夜早朝割増の適用時間（午後１０時から午前５時まで）に行われる運送については、次の計算式により算出した金額を加算する。

深夜早朝割増適用時間に運送した運送距離による運賃×0.3

（往復運送の割引）

（6）1個の契約で同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限る）を行う場合（荷主が当該荷主以外のものの馬匹の運送のあっせんを行った場合であって、当該荷主がそのあっせんした馬匹の運送に関する運賃料金の支払について連帯責任を負うものを含む）には往路および復路の運賃についてそれぞれ20パーセント以内の割引率を適用することができる。

（実費負担）

（7）荷主の要求による運送に伴う特別の負担（自動車航送船利用料「航送中の諸経費を

含む」、有料道路利用料その他運送に関連して求められるサービスに対する対価）は

実費として収受する。

（行先別運賃料金適用方の準用）

（8）行先別運賃料金適用方の次の事項はこれを準用する。

　　（端数の処理）

　　（消費税及び地方消費税の加算方法）

（そ　の　他）

**３．車扱時間制運賃料金適用方**

　（適用範囲）

（1）この運賃料金は行先別運賃料金及び車扱距離制運賃料金によることを適切としない馬匹を運送または荷主との契約でこれによることとした馬匹の運送に適用する。

（2）この運賃料金は時間制の別（8時間または4時間制の別）ごとに計算する。

（キロ程の計算）

（3）走行キロおよび作業時間の計算は使用車両が荷主の指定した場所に到着した場所に到着したときから当該作業が終了して車庫に帰着するまでについて行う。

（行先別運賃料金適用方の準用）

（4）行先別運賃料金適用方の次の事項はこれを準用する。

　　（端数の処理）

　　（消費税及び地方消費税の加算方法）

（そ　の　他）

（車扱距離制運賃料金適用方の準用）

（5）車扱距離制運賃料金適用方の次の事項はこれを準用する。

　（深夜早朝割増）

　　（実費負担）